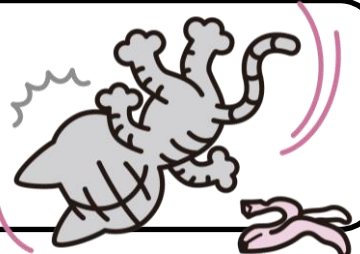




かながわ
消費生活

注意・警戒情報

高齢者の転倒事故に注意！



事例

- 自宅の床をクッションフロアに張り替えたが、すべりやすく転倒した。
- スーパーで、割れた卵で汚れたままの床を歩き、転倒した。
- 店舗敷地内のアスファルトに段差や水濡れがあり、転倒した。



- 転倒事故は骨折や頭部外傷等の大けがにつながりやすく、その結果、死亡事故となったり障害が残ったりするおそれがあります。
- 特に、高齢の方は転倒事故防止のため、A…身体機能の維持、B…自宅の整理や周辺環境の危険箇所への注意に努めましょう。

〈A…身体機能の維持〉

- 高齢になると、筋力やバランス能力などが衰え、とっさの防御動作がとれなかったり、すり足で歩いて、段差や室内のコード等に足をひっかけて転倒したりするおそれがあります。
- ➡ 自治体が行う転倒予防教室や介護予防教室に参加するなどして、筋力やバランス能力を養いましょう！



神奈川県消費生活
キャラクター ニャン吉

〈B…自宅の整理や周辺環境の危険箇所への注意〉

- 自宅や外出先では、足をすべらせたり、物につまづいたりするおそれがあります。
- ➡ 自宅では、①床に物を置かない、②コードの配線は壁にはわせるか部屋の奥にまとめる、③段差があればスロープや手すりをつける、④滑りにくい床材にする、⑤滑りやすい靴下やスリッパは使用しないなど、少しでも転倒する危険がある点は改善しましょう！
- ➡ 外出するときは、①床面が水等で濡れていないか、②段差がないか、③足元に物が置いていないか、また、④他の人の動きなど周囲の状況にも十分注意しましょう！

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局
番
なし

い
や
や
188番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



★カスハラ★ になっていませんか？

「過大な要求」や「不当な言いがかり」など、カスタマーハラスメント（カスハラ）にあたる言動は、事業者の従業員に精神的負担を与えるだけでなく、サービスや品質の低下に繋がるなど、消費者にとっても悪影響が及ぶことがあります。行き過ぎた言動は犯罪行為に該当することもあり、注意が必要です。

従業員に意見を伝えるときは、適切な言葉遣いや態度でのコミュニケーションを心がけていきましょう。

意見を伝える際のポイント！



1. ひと呼吸、置きましょう！
2. 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！
3. 事業者の説明も聞きましょう！

「消費者が意見を伝える」際のポイントはここから ▶
(消費生活課 HP)



高齢者のための消費者被害特別相談！！

～ 商品やサービスに関する契約トラブルや悪質商法などの被害でお困りの方はぜひご相談ください ～

●神奈川県では、現在高齢者の方からこんな相談を多く受けています！

- ・訪問した業者から「火災の危険性がある」と言われて、分電盤の交換工事を契約したが高額だった
- ・SNS の広告を見て、「しわが消える」というファンデーションをお試して1回だけ注文したが、定期購入になっており、高額な解約料を請求された

高齢者のみなさま、ひとりて抱え込まずに、お気軽にご相談ください！



日 時： 令和8年9月14日（月）から16日（水）
各日とも 9時30分から17時まで

詳細はこちら↓



電話番号：045-311-0999

場 所： かながわ中央消費生活センター(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
※聴覚障がいのある方については、16時まで直接来所の相談可

対 象： 神奈川県内に在住・在勤・在学 の 65 歳以上の方

備 考： 予約不要



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ
かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)